

まん延防止等追加対策

令和3年5月15日決定
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部
実施期間：令和3年5月31日（月）まで

1. 感染拡大防止策の強化

飲食店等への時短要請対象地域の県内全域への拡大

○これまでの取組み（法第31条の6第1項）

- ・対象業種：①飲食店：飲食店（居酒屋含む）、喫茶店等
②遊興施設等：バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
- ・要請内容：営業時間の短縮 5時から20時まで
 - ・終日、酒類の提供を行わないこと（酒類の店内持込みを含む）
 - ・カラオケ設備の利用自粛
- ・対象エリア：岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、養老町、北方町
- ・要請期間：5月9日（日）から5月31日（月）まで（23日間）
- ・協力金：1店舗1日あたり中小企業：3万円～10万円
大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4
（上限20万円。中小企業も選択可）



○重点措置の対象区域の拡大（法第31条の6第1項）

- ・対象エリア：高山市、瑞浪市、恵那市、山県市、下呂市、御嵩町
- ・要請期間：5月16日（日）から5月31日（月）まで（16日間）
- ・加えて、令第11条第1項に規定する大規模な集客施設等に対して、法第24条9項等に基づく時短等の協力を要請

○その他地域に対する時短要請等（法第24条第9項）

- ・対象エリア：重点措置区域以外の20市町村
- ・要請期間：5月16日（日）から5月31日（月）まで（16日間）
- ・要請内容：5時から20時まで（酒類の提供は11時から19時まで）
 - ・カラオケ設備の利用自粛
- ・協力金：1店舗1日あたり中小企業：2.5万円～7.5万円
大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4
（上限20万円又は1日あたり売上高×0.3
いずれか低い額 ※中小企業も選択可）

※重点措置の追加区域、その他地域ともに、17日（月）、18日（火）から開始することも可能

2. 経済支援対策(県独自の一時支援金の支給)

- (1) 時短等の要請により、特に大きな影響を受ける事業者等に対し、国の月次支援金に先駆け、一時支援金を支給

【対象事業者】

- 協力金の対象とならないが、県の要請に応じている以下の事業者
 - ・終日、酒類の提供をとりやめた飲食店等の事業者
 - ・カラオケの利用自粛を行った店舗の事業者
- 酒類納入事業者（県内の酒類を提供する飲食店等へ酒類を納入している、県内の事業者）
- タクシー事業者、自動車運転代行業者

【支援金額】

1事業者あたり、一律10万円

- (2) 感染拡大により、深刻な影響を受けている県内宿泊事業者に対し、国の月次支援金（上限：法人20万円、個人10万円）に先駆け、一時支援金を支給

【対象事業者】

- 旅館業法の「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」の許可を受けている県内事業者

【支援金額】

- (1) 小規模（定員 50人以下）： 40万円
- (2) 中規模（定員200人以下）： 120万円
- (3) 大規模（定員200人超）： 200万円

3. 県民、事業者への呼びかけ

家庭、学校、職場で感染が急拡大していることから、以下の点について、広く県民、事業者に対して徹底する。

- 発熱等体調不良の方は、本人の全ての行動（出勤、通学）をストップするよう職場、学校、家族で徹底。併せて、その職場、学校、家族においても本人以外の関係者の健康状態を確認
- 法第24条第9項に基づき、経済団体に対し、加盟企業に以下の内容を積極的に働きかけるよう要請
 - ・ 接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務をさらに徹底すること
 - ・ 企業ごとに在宅勤務等の実施状況をホームページ上で積極的に公表すること
- 法第24条第9項に基づき、全ての事業者に対し、以下の内容を徹底するよう要請
 - ・ 密集を避けるための施設の入場者の整理
 - ・ 入場する者に対するマスクの着用の徹底
 - ・ 感染防止対策をしない者の入場の禁止
 - ・ 飛沫感染防止対策の徹底又は利用者の適切な距離確保